

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



さまざまな賠償リスクに備えたい方に

事業用

事業所・団体包括特約款、事業所包括賠償責任補償特約セット賠償責任保険

平成28年4月以降 保険 始期用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。

タフ ビズ TOUGH Biz

賠償総合保険



「タフビズ賠償総合保険」は
ベルマーク協賛商品です。

事業活動のリスクを
トータルガード!

自動車事故 の補償	損害賠償 の補償
従業員の ケガなど の補償	財物損害・ 休業損害 の補償

事業活動にかかわるさまざまな
賠償リスクを補償します。



もしも!

貴社が他人の身体・財物に かわる事故を起こした場合、 高額な損害賠償を求められる可能性があります。

過去にも
高額賠償事例
が数多く
発生!



CASE.1



施設の排気管が詰まり爆発事故が発生、付近の建物や車両を損壊し通行人もケガをした。施設運営上の安全対策に問題があったとして、損害賠償請求された。

約3億250万円

CASE.2



製造・販売した菓子に異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。

約2億7,800万円

CASE.3



マンション天井裏のプリンクラー設備から漏水し、戸室に水ぬれ被害が発生した。設置業者が繁忙期のため水圧のチェックを怠ったことが原因であるとして、訴えられた。

約7,990万円

CASE.4



飲食店で製造・販売した弁当を食べた約300名が、下痢・腹痛などの症状を訴えて入通院した。検査の結果、弁当からO-157が検出された。

約4,500万円

CASE.5



自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった通行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。

約2,460万円

タフ
ビズ **TOUGH Biz**

賠償総合保険

タフビズ賠償総合保険 が

貴社の事業 活動による 事故発生時の 対応をバックアップします。

詳しい
補償内容は
次のページへ



損害賠償のリスクはいろいろあるから、保険の契約に漏れがないか心配だなぁ...

という時に……



事業経営をとりまくさまざまな賠償リスクをひとつの保険で補償します!

補償の範囲を2つのプランから選択いただけます。

お客様のリスク状況やご要望に合わせてさらに補償を手厚く 07 ページ

基本の補償 05 ページ

ベーシックプランで幅広く、しっかり補償

以下の補償のほかにも、さまざまなケースで貴社をお守りします。詳しくは次のページをご確認ください。

店舗の床がぬれていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。



配管から水漏れが発生、階下の他人の店舗を汚損した。



自転車で出前中に通行人にぶつかり、ケガをさせた。



納品中、誤って他人にケガをさせた。



調理場より出火。火災によりお客さまがケガをした。



接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。



販売した飲食物がもとで、お客さまが食中毒を起こした。



階段のワックスがけ終了後、ふき残しが原因で通行人がケガをした。

オプション補償

各種費用の補償

争訟費用、被害者治療費、初期対応費用などの補償

施設・設備等の管理の補償

施設・設備等に関連する賠償責任の補償

業務遂行の補償

業務遂行に関連する賠償責任の補償

生産物の補償

生産物・仕事の結果に関連する賠償責任の補償

おすすめ

ワイドプランなら、さらにここまで補償!



研修のため、一時的に借用した会議室の床を破損してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを破損してしまった。



お客さまから修理のため郵送されてきた販売品を保管中に、火災で焼失した。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。

お電話ください。"経営の困った"にスピーディに対応します。

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!



法律のご相談

税務のご相談

人事労務のご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

・ご利用時間:平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
・サービスをご利用いただける方は保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。



- ・このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
- ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。
- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
- ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

左記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

賠償責任の補償

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害賠償責任¹を負担することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざまな費用)を補償します。補償内容の詳細は13ページ

基本の補償

前ページの基本の補償には、2つのプランに応じた次の補償があります。

おすすめ!

1 人格権侵害・広告宣伝侵害補償*	不当行為や広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシー侵害
2 使用不能損害拡張補償*	他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能 ^{*1}
3 国外一時業務危険補償*	国外出張業務に起因する事故
4 来場者携帯品等補償*	お客さまから預かった携帯品 ^{*2} の損壊
5 借用財物損壊補償*	他人から借用した財物の損壊
6 管理財物損壊補償	作業を行う対象物の損壊
7 施設修理等危険補償	施設の修理等に起因する事故
8 昇降機危険補償	エレベーター・エスカレーターに起因する事故
9 工作車・施設内専用車危険補償	工作車および施設内専用車 ^{*3} に起因する事故 ^{*4}
10 漏水補償	施設の給排水管等からの水漏れ事故
11 雨漏り等補償	施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による事故
12 国外一時持出品補償	生産物が一時的に国外に持ち出された際に発生した事故 ^{*5}
13 生産物・仕事の目的物損壊補償*	生産物・仕事の目的物自体の損壊 ^{*6}
14 リコール費用補償*	生産物の回収費用 ^{*6}
15 不良完成品損害補償、不良製造品損害補償	生産物が成分や部品等として使用された完成品や、生産物等により製造・加工等された財物の損壊・使用不能
16 借用イベント施設損壊補償*	借用イベント施設の損壊
17 データ損壊補償*	他人のデータ・プログラムの消失・損壊
18 受託物損壊補償*	業務に伴い管理する受託物の損壊
19 謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償*	謝罪広告等および事故再発防止のための費用
20 工事遅延損害補償*	工事が遅延した場合の遅延規定に基づく損害賠償金
21 支給財物損壊補償*	工事の遂行のために支給された財物の損壊

ワイドプラン
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

ベーシックプラン
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

事故の例

- 店員がお客さまを万引き犯と誤認して拘束してしまったことが判明し、本人から名誉毀損で訴えられた。
- 製造した産業機械が欠陥により出火、損壊した。納品先施設の損壊はなかったものの、納品先から生産ライン停止による逸失利益について損害賠償請求された。
- 海外出張で取引先の社屋を訪問した際、備品を壊してしまった。
- レストランでお客さまから預かったコートを紛失した。
- 事務所で使用するためリースしていたコピー機を誤って破損してしまった。
- ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。
- 店舗の修繕作業中に来店客にケガをさせた。
- エレベーターのドアが故障し、お客さまがドアに挟まれケガをした。
- 事務所隣接の倉庫からフォークリフトで荷物を搬出する際に、フォークリフトを施設内にあった来客の車にぶつけてしまった。
- 事務所の配管から水漏れが生じ、階下の他人所有の店舗の天井に汚損が生じた。
- 自社ビルの屋根からの雨漏りにより、テナントの什器を損壊した。
- 製造したスーツケースの取っ手が海外旅行中に外れて購入者が足にケガをした。帰国後に製造業者が損害賠償請求された。
- 電化製品が欠陥により出火し、火傷を負った被害者から製造業者が治療費を請求されると共に電化製品自体の損害賠償も請求された。
- 製造した製品の欠陥が原因で対人事故(または対物事故)が発生したため、その製品を回収した。
- 製造した部品の欠陥により、①部品が組み込まれた完成品が損壊した。②部品が組み込まれた機械で製造された財物が不良品になってしまった。
- 借用した展示会場での出張販売において、商品を運ぶ際に誤って施設の壁を損壊した。
- 電気配線時にお客さまのオフィスのパソコン接続を誤り、パソコン内のデータを消失してしまったため、その復旧費用を負担した。
- お客さまに引渡しを行った自社製品につき、お客さまの保管場所の都合から、その一部を自社で一時保管することとなった。その保管中に損壊した。
- 食中毒を発生させてしまい、謝罪対応・再発防止対策のために社外の専門家にコンサルティングを依頼、コンサルティング費用を支払った。
- クレーンが転倒、隣接店舗に財物損壊が発生。工事が遅延し、施工に遅延金を支払った。
- 空調取付業者が、施工から支給されたエアコンを取付工事中に落下させてしまい、エアコンが破損した。

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

- 事故発生の際に適切な対応を行うために
- 損害防止費用
 - 権利保全行使費用^{*7}
発生した事故による被害の拡大防止にかかった費用等
 - 緊急措置費用^{*7}
ケガ人の応急手当をしたとき等
 - 被害者治療費等補償^{*7}
被害者の治療費を負担したとき等
 - 初期対応費用補償^{*7}
事故現場の後片づけをしたとき等
 - 争訟費用^{*7}
訴訟にかかった費用等
 - 協力費用^{*7}
当社に協力するためににかかった費用等
 - 訴訟対応費用補償^{*7}
書類の作成など、訴訟に関する諸費用等

(注) 上記費用の詳細はP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

^{*7} 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

^{*1} 生産物や仕事の結果に起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。^{*2} 携りたものでなければ、その携帯品の損害に対しては責任を負いません。^{*3} 施設内専用車にはナンバープレート取得車両を含みません。^{*4} 自賠責保険・自動車保険等で補償されます。^{*5} 対人・対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合があります。対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を含みません。^{*6} のついた補

償品が貨幣や有価証券等の高価品であった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにしてはつきり告げて施設に預けたるべき額の超過分のみがお支払対象となります。^{*5} 日本国内で損害賠償請求がなされた場合のみお支払いの対象となり償は基本契約とは支払限度額²が異なります。詳細はP12およびP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。



1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

2 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

オプション補償

STEP 1 補償のご説明
(概要)

STEP 2 ご契約条件

STEP 3 補償内容の詳細

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



オプション補償

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払い込みいただけます。

賠償責任の補償

☑ 使用者賠償責任補償特約

労災事故による従業員(被用者等)や遺族に対する記名被保険者 **3** とその役員が負担する損害賠償責任を補償します。

☑ 雇用慣行賠償責任補償特約

従業員(被用者等)に対する差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して記名被保険者とその役員および使用人が負担する損害賠償責任を補償します。

☑ 借用不動産損壊補償特約

借用不動産 **5** が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。

具体例

次のような事故の場合に保険金をお支払いします。



CASE

工作機械の点検中、ローラーに挟まれて従業員がケガをした。安全配慮義務違反があったとして損害賠償請求された。



CASE

職場でのいやがらせによって退職を余儀なくされた従業員から会社の管理責任を問われ、損害賠償請求された。



CASE1

調理場の火が燃え移り、借用店舗を焼失してしまった。



CASE2

賃借している事務所給湯室で、ガスコンロの取扱いミスにより爆発、部屋が損傷した。

お支払いする保険金

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

正味損害賠償金 **4**

争訟費用など

損害賠償金

争訟費用など

損害賠償金

修理費用

争訟費用など

利益・費用の補償

☑ 食中毒・特定感染症利益補償特約

記名被保険者の営業(食品の製造・販売・提供にかかる仕事)が食中毒や特定感染症 **6** によって休止または阻害された場合の減少した営業利益や営業休止中の従業員の給料等の経常費および収益減少防止費用 **7** を補償します。



CASE1

食中毒を発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。



CASE2

食品スーパー内で特定感染症が発生し、施設を休業した。

☑ リコール費用拡張補償特約

おすすめ!

基本の補償の「リコール費用補償」支払限度額を1回の回収等および保険期間中3,000万円に増額し、さらに対人・対物事故の「おそれ」によるリコールまで補償を拡大します。



CASE1

事故は発生していないが、製造した機械が発火し、火災を起こすおそれがあることが判明したため、製品を回収した。



CASE2

製造・販売した食品にアレルギー表示のモレがあることが発覚した。まだ事故の報告はないが、事故が発生するおそれがある製品の回収を行った。

収益減少額
(事故発生直前12か月の売上高を基に算出した減少の額) × 直近の会計年度の利益率 **8** - 経常費のうち支出を免れた費用 + 収益減少防止費用

回収費用

新聞・雑誌等の社告費用

原因の調査費用

など

上記のほか、一部の補償の支払限度額を増額する拡張補償増額特約や補償範囲を限定する特約をご用意しております。拡張補償増額特約についてはP12、

その他の特約についてはP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。



07 用語のご説明

3 記名被保険者

保険証券および保険申込書の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

4 正味損害賠償金

被保険者が支払うべき損害賠償金に相当する額が、(政府)労災保険・自賠責保険等により給付される金額やその他の給付により法律上の損害賠償責任を免れる金額の合算額を超えている場合の、その超過額をいいます。

5 借用不動産

被保険者が事務所、店舗、工場または倉庫として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいい、その建物と同時に借用した什器・備品を除きます。ただし、居住の用に供する建物および戸室ならびに各種行事のために一時的に他人から借用する建物を除きます。

6 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスなどをいいます。詳細はP21をご参照ください。

7 収益減少防止費用

支払期間内において、営業収益の減少の発生および拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。

8 利益率

営業利益と経常費の合計額を営業収益(売上高等)で除した率をいいます。

08

保険料について

割引制度等についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

保険料について

保険料は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高(建設業は完成工事高・売上高)」に基づいて算出した保険料によりご契約いただけます。確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

新設法人等の取扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご契約時における「事業計画値」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。



割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。

自動車の安全管理および自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引



優良フリート割引 10%・5%

記名被保険者が、10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好※1な場合に、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で適用されているフリート契約の優良割引率※2に応じて割引を適用します。

優良ノンフリート割引 5%

記名被保険者が自動車保険のノンフリート契約者で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好※1であり、かつ、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で全車が7等級以上※3の場合に5%の割引を適用します。

ポイント 自動車保険の保険会社を問いません!

(注) 共済を除きます。

- ※1 「車両管理台帳および運行日誌の備付がある」、「安全運転管理責任者を選任している」などの項目にすべて「はい」と回答された場合をいいます。
- ※2 フリート契約の優良割引率が40%以上の場合に10%、20%以上の場合に5%の割引を適用します。
- ※3 ご契約がタフビズ賠償総合保険の継続(2年目以降)契約で、直前のご契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合は、割引対象となります。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

ISO/HACCP等割引 20% 割引

契約締結日時点で、ISO 9やHACCP 10 (右記のいずれかの認証)を取得していれば、割引を適用します。

契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業※

- ① ISO9001
- ② ISO14001
- ③ ISO22000
- ④ HACCP

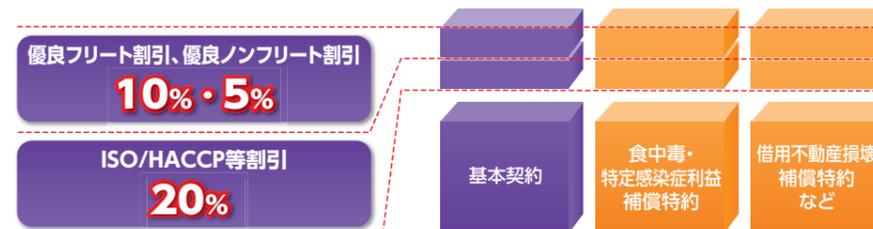
※ 認証の取得は全事業所・一部事業所を問いません。

ポイント 優良フリート割引、優良ノンフリート割引、ISO/HACCP等割引の適用範囲について

リスクが少ないと判断できるケースでは保険料がおトク!



オプション特約を含めた保険料に適用されます。

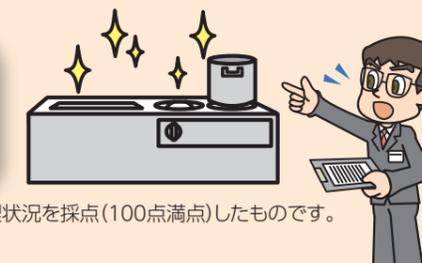


食品衛生監視票の採点状況に対して適用される割引

食中毒・特定感染症利益補償特約のみ

施設の衛生管理状況などの割引

食品衛生監視票※の採点に応じて割引を適用します。



※ 食品衛生法、厚生労働省通知に基づき、食品衛生監視員が食品事業者の衛生設備・管理状況を採点(100点満点)したものです。保健所に交付願を提出することでその交付を受けられます。

業務上災害の事故状況等に応じて適用される割引

使用者賠償責任補償特約のみ

法定外補償規定割引

法定外補償規定 11 を定めている場合※、その死亡給付額に応じて割引を適用します。

※ 法定外補償規定を定めていない場合でも、法定外補償規定に相当する保険契約(労働災害総合保険、業務災害補償保険など)を締結している場合を含みます。

無事故割引、初年度メリット割引

当社継続契約は1年間無事故のとき、当社新規契約は政府労災保険のメリット増減率 12 に応じて、割引を適用します。

- ① 無事故割引
当社継続契約でかつ前年度契約が無事故であった場合、割引を適用します。
- ② 初年度メリット割引
当社新規契約の場合、直前年度の「労災保険率決定通知書」に記載された政府労災保険のメリット増減率、または過去の同種の保険契約※の引受実績に応じて割引を適用します。

※ 労働災害総合保険の使用者賠償責任補償条項や、業務災害補償保険の使用者賠償責任補償特約などをいいます。



09 用語のご説明

9 ISO

電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)があります。

10 HACCP

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、国のHACCP認証といわれる「総合衛生管理製造過程承認制度」による認証のほか、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

11 法定外補償規定

被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行う旨を定めているものをいい、下記のすべての要件を満たしているものをいいます。また、労働協約、就業規則、告示、内規等形式および名称を問いません。ア.対象とする被用者の範囲を明示していること。イ.対象とする労働災害の範囲、給付範囲とする身体の障害および給付金額を明示していること。ウ.被用者に公表および周知されていること。エ.当社の求めに応じ規定のコピーを提出できること。

12 メリット増減率

(政府)労災保険では、100人以上の労働者を使用する事業など一定規模以上の事業については、その取支に応じて、一定の範囲内で労災保険率を増減させ、事業主の労働災害防止努力を促進しようとするメリット制が設けられています。このメリット制において算出されるのがメリット増減率です。このメリット増減率は労災保険率決定通知書に記載されています(同通知書に記載の「メリット収支率」と混同しないよう注意してください)。

10

ご契約にあたって

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

(1) 対象業種について

タフビズ賠償総合保険は、製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業のお客さまがご加入いただけます。

建設業のお客さまについては、建設業の売上高割合が売上高の80%未満の場合にご加入いただけます。80%以上の場合は、タフビズ建設業総合保険をご用意しております。



ご加入いただけるサービス業

- 写真館、フォトショップ
- クアハウス、浴場
- ハウスクリーニング業
- 映画館、劇場
- スポーツ施設提供・運営業(スケート場、アーチェリー場、射撃場を除きます)、カルチャースクール(スポーツ関連)^{※1}

- カルチャースクール(スポーツ関連以外)^{※2}
- ゴルフ場
- ゴルフ練習場、テニス場、テニス練習場、バッティングセンター
- 遊技場(ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場・ダーツ場等)
- 遊園地(有料の施設)
- ビルメンテナンス・清掃業
- 理髪店、美容院

- 不動産仲介業
- クリーニング店
- 冠婚葬祭業
- 新聞販売業
- パチンコホール、スロット店
- 自動車修理業
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業
- ペットショップ

※1 スイミングスクール、卓球教室、ヨガ教室、エアロビクス等 ※2 英会話、料理教室、茶道、華道、着付け教室、和洋裁教室、教養講座等



ご加入いただけない業種(主なもの)

- 医薬品製造・販売業
- 運送業、貨物・旅客運送業
- 金融業
- 警備業者

- 広告代理店、放送事業者(ケーブルテレビを含みます)
- 港湾埠頭業者
- 倉庫業者
- 駐車場業者
- 病院・診療所

- 弁護士、税理士等各種専門職業向け専門職業人
- 旅館・ホテル
- 塾
- 白蟻防除業者
- 介護保険・社会福祉事業者 など

⚠ スカイダイビング、スキューバダイビング、バンジージャンプなど危険な運動に起因する損害賠償責任は補償されませんので、ご注意ください。

(2) 売上高等について

タフビズ賠償総合保険は年間売上高50億円以下のお客さまがご加入いただけます。

(3) 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

基本の補償

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の役員・使用人、下請負人および工事の発注者[※]
 - ③生産物・業務の結果危険では下請製造業者または販売業者(ワイドプランのみ)
- ※ 記名被保険者の業務の遂行により、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。

詳細は、P13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

オプション補償

記名被保険者のほか、補償内容に応じてその他の方が被保険者となることもあります。

(4) 保険期間(ご契約期間)について

保険期間は1年間です。

(5) 「1事故支払限度額」「1事故免責金額」の設定について

	支払限度額等	1事故免責金額	
基本契約	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください(ただし、生産物・業務の結果危険補償については保険期間中の総支払限度額として上記の額と同額が適用されます)。	0円 1万円 3万円 5万円 10万円 30万円 50万円 100万円 よりお選びください。	
	管理財物損壊補償、施設修理等危険補償、昇降機危険補償、工作車・施設内専用車危険補償、漏水補償、雨漏り等補償、塗料飛散危険補償、国外一時持出品補償、不良完成品損害補償、不良製造品損害補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償と同額となります。		
	人格権侵害・広告宣伝侵害補償 ^{※1}	被害者1名につき100万円かつ1事故および保険期間中1,000万円	なし
	使用不能損害拡張補償 ^{※1}	1事故および保険期間中100万円	なし
	被害者治療費等補償	被害者1名につき50万円*かつ1事故および保険期間中1,000万円 *見舞金は被害者1名につき10万円が限度(見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度、見舞金と合算で10万円が限度)	なし
	初期対応費用補償 ^{※1}	1事故および保険期間中1,000万円	なし
	訴訟対応費用補償 ^{※1}	1事故および保険期間中1,000万円	なし
	国外一時業務危険補償	1事故および保険期間中1,000万円	基本契約と同じ ^{※2}
	来場者携帯品等補償 ^{※1}	1事故につき10万円	3,000円
	借用財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし
オプション補償	生産物・仕事の目的物損壊補償	1事故および保険期間中、基本契約の1事故支払限度額×3%	基本契約と同じ ^{※2}
	リコール費用補償	1事故および保険期間中300万円	基本契約と同じ ^{※2}
	借用イベント施設損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	10万円 ^{※3}
	データ損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし
	受託物損壊補償	1事故および保険期間中100万円	3,000円 ^{※4}
	謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし
	工事遅延損害補償	1事故および保険期間中1,000万円(遅延規定に基づく額が限度)	なし
	支給財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	5万円
	使用者賠償責任補償特約	1名および1事故につき 5,000万円 1億円 2億円 3億円 5億円 よりお選びください。	なし
	雇用慣行賠償責任補償特約	1請求および保険期間中3,000万円	なし
食中毒・特定感染症利益補償特約	売上高に応じて機械上自動計算される額または5億円のいずれか低い額(約定支払期間は3か月)	なし	
借用不動産損壊補償特約	●賠償責任補償条項 1事故につき 1,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 よりお選びください。 ●修理費用補償条項 1事故につき300万円	10万円 ^{※3} 3,000円	
リコール費用拡張補償特約	1回の回収等および保険期間中3,000万円	基本契約と同じ ^{※2}	
拡張補償増額特約	この特約がセットされた場合は下表のとおり支払限度額を増額します。		
	人格権侵害・広告宣伝侵害補償	1名、1事故および保険期間中3,000万円	なし
	使用不能損害拡張補償	1事故および保険期間中について3,000万円	
	初期対応費用補償	1事故および保険期間中について3,000万円	
	訴訟対応費用補償	1事故および保険期間中について3,000万円	
来場者携帯品等補償	1名につき10万円、1事故について3,000万円		

※1 拡張補償増額特約を付帯することで支払限度額を増額することができます。 ※2 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、補償条項固有に免責金額を適用します。 ※3 事故原因が火災、破裂、爆発、給排水設備等からの水漏れの場合、免責金額を適用しません。 ※4 受託物が自動車または原動機付自転車の場合、1事故につき免責金額5万円を適用します。

補償内容の詳細①

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1-1. 基本契約 (賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款) の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合 (共通)
<p>保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊※1について、被保険者※2が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して、保険金をお支払します。</p> <p>(1) 施設・業務遂行危険補償</p> <p>① 記名被保険者※3が保険証券記載の仕事または業務 (以下「仕事」といいます) の遂行のために所有、使用または管理するすべての施設 (除外する旨を保険証券に明記した施設を除きます。以下「施設」といいます) に起因する偶然な事故による損害</p> <p>② 記名被保険者の仕事のうち、被保険者が保険期間中に行っているすべての仕事 (除外する旨を保険証券に明記した仕事を除きます) の遂行に起因する偶然な事故による損害</p> <p>(2) 生産物・業務の結果危険補償</p> <p>① 被保険者の占有を離れ、かつ、記名被保険者が仕事の遂行のために製造、販売または提供したすべての財物 (除外する旨を保険証券に明記した財物を除きます。以下「生産物」といいます) に起因する偶然な事故による損害</p> <p>② 記名被保険者の仕事のうち、被保険者が行ったすべての仕事 (除外する旨を保険証券に明記した仕事を除きます) の終了 (仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。以下同様とします) または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故による損害</p> <p>※1 滅失、損傷または汚損をいひ、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>※2 この保険の被保険者 (補償の対象となる方) は次のいずれかに該当する者をいいます (以下の②から⑥は事業所包括賠償責任補償特約で補償)。</p> <p>【上記(1)または(2)の損害を被る場合】 (共通)</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を遂行するその他の機関</p> <p>③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員</p> <p>④ 記名被保険者の使用人 (記名被保険者が個人事業主の場合の世帯を同じとする親族を含みます)</p> <p>上記②から④までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。</p> <p>【上記(1)の②または(2)の②の損害を被る場合】 (固有)</p> <p>⑤ 記名被保険者のすべての下請負人</p> <p>⑥ 上記⑤の者が法人である場合には、その理事、取締役もしくはその法人の業務を執行するその他の機関</p> <p>⑦ 上記⑤の者の使用人 (上記⑤の者が個人事業主の場合の世帯を同じとする親族を含みます)</p> <p>上記⑤から⑦までに規定する者については、(1)の②の損害を被る場合または(2)の②の損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。</p> <p>【上記(1)の②の損害を被る場合】 (固有)</p> <p>⑧ 記名被保険者が工事を行う場合のその工事の元請負人であるときに限り、発注者を含みます。</p> <p>※3 保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>② 損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③ 権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>⑤ 協力費用 当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥ 争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p>	<p>(注) 賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款および賠償責任保険追加特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。事業所包括賠償責任補償特約およびその他の特約により、それぞれ記載された全部または一部が補償されることもあります。</p> <p>(1) 共通</p> <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ● 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ● 被保険者と世帯を同じとする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ● 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ● 排水または排気 (煙を含みます) に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ● 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ (ウラン、トリウム、プルトニウム) およびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません) の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に關し、法令違反がなかった場合を除きます。 <p>【次のいずれかに該当する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者相互間の事故に起因する損害 ● 石棉 (アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ● 汚染物質の排出、流出、漏出または漏出 (以下「排出等」といいます) に起因する損害。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。 ● 日本国外で生じた事故による損害ならびに日本国外の法令に基づく損害賠償責任および日本国外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任による損害 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検査書・処方せんの作成・交付等の医療行為 ● 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為 ● 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。 ● あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。 ● 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為 ● 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 <p>(2) 施設・業務遂行危険補償 (固有)</p> <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ● 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ① 航空機 ② 昇降機 (小荷物専用昇降機を除きます) ③ 自動車または原動機付自転車 (以下「自動車等」といいます)。ただし、次のいずれかに該当する自動車等を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 販売等を目的として展示されている自動車等。ただし、走行している間は自動車等とみなします。 イ. 仕事が出張して行う自動車等の修理または整備の場合における修理または整備を行うために管理 (走行している間を除きます) している自動車等 ④ 施設外における船・車両 (原動力が専ら人力である場合を除きます) または動物。ただし、仕事が出張して行う船・車両の修理または整備の場合における修理または整備を行うために管理 (走行・航行している間を除きます) している船・車両はこの規定を適用しません。 ● 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ● 仕事の終了 (仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします) または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ● 被保険者の下請負人またはその使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● じんあい (その材質を問いません) または騒音に起因する損害賠償責任 <p>【次のいずれかに該当する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行 (LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます) に起因する損害 ● 石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河 (以下「公共水域」といいます) へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ① 他人の財物の損壊 ② 漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下 ● 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用を負担することによって被る損害 ● 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ただし、基本契約【保険金をお支払いする主な場合】(1)の①の損害を除きます) <ul style="list-style-type: none"> ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収取物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物 (基礎および付属物を含みます)、その収取物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ③ 地下水の増減に起因する損害賠償責任 <p>(3) 生産物・業務の結果危険補償 (固有)</p> <p>【次の損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害 <p>【次のいずれかに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき (知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。以下同様とします) ● この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の財物の損壊または使用不能 (これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます) について負担する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産物 ② 仕事の目的物

賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款、事業所包括賠償責任補償特約、その他主な特約の補償内容 (お支払いする保険金および費用保険金等) をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合 (共通)
<p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、前記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <p>また、前記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。</p> <div style="text-align: center;"> <p>① 損害賠償金</p> <p>② 損害防止費用</p> <p>③ 権利保全行使費用</p> <p>④ 緊急措置費用</p> <p>基本契約の免責金額 (自己負担額)</p> </div> <p>(注) 生産物・業務の結果危険補償の事故により保険金をお支払いした場合は、「保険証券記載の支払限度額」が減額されます。</p> <p>【次のいずれかに該当する生産物または仕事の結果に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ● 臨床試験 ● 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に關係する医薬品等 ● DES (ジエチルスチルベストール系製剤) ● トリアゾラム ● トリプトファン <p>【次の症状または事由に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた障害 ● クロラムフェニコール系製剤によるとる血液障害 ● アミノグリコシド系製剤によるとる聴力障害 ● 筋肉注射によるとる筋拘縮症 ● キノホルムによるとるスモン ● 血糖降下剤によるとる低血糖障害 ● 体内移植用シリコーンによるとる障害 ● 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の異常、損傷もしくは障害または生まれた子の先天的異常もしくは障害 <p>【次のいずれかに該当する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約締結時において、医薬品等を製造または販売 (輸入販売を含みます) する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていた場合は、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同じ (実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします) の原因または事由による損害賠償請求による生じた損害 ● 被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 ● 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 <p>【次のいずれかに該当する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産物または仕事の結果に起因する事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置 (回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします) に要する費用 (被保険者が支出したものと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたものと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物の以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます) およびそれらの回収措置に起因する損害 ● 完成品※の損壊 (その色、性質、形状等が本来意図したものと違う状態になったことを含みます) または使用不能 (これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます) について損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ※ 生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。 ● 製造・加工品※の損壊 (製造・加工品の色、性質、形状が本来意図したものと違う状態になったことを含みます) または使用不能 (これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます) について損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ※ 次のいずれかに該当する財物をいいます。以下同様とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ● 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された功能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品等 ② 農薬取締法第1条の2に規定する農薬 ③ 食品衛生法第4条に規定する食品 <p style="text-align: right;">など</p>

1-2. 自動的にセットされる事業所包括賠償責任補償特約の補償内容

特約の主な概要は次のとおりです。

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
<p>人格権侵害・広告宣伝業務補償条項</p> <p>① 人格権侵害 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為 (以下「不当行為」といいます) であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ● 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 <p>② 広告宣伝侵害 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者のために被保険者以外の者が行った広告宣伝侵害※であった場合において、広告宣伝侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 広告宣伝侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等により、不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ● 著作権の侵害 <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1名および1事故についてその合算額とします。ただし、1名につき100万円、1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。また、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。</p>	<p>① 人格権侵害 ● 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 (過失犯を除きます) に起因する損害</p> <p>● 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害</p> <p>● 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害</p> <p>● 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害</p> <p>● 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>② 広告宣伝侵害 ● 事実と異なることを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害</p> <p>● 商標、商号、営業上の表示等の侵害 (他人の商品等の表示として周知なものと同一または類似の商品等の表示を使用すること等により、他人の商品等と混同を生じさせる行為に限り) によって生じた損害</p> <p>● 宣伝価格の誤りによって生じた損害</p> <p>● 被保険者の業務が広告、放送 (ラジオ放送およびテレビ放送を含みます) または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動業務に起因する損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>使用不能損害拡張補償条項</p> <p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能であった場合において、その財物の使用不能により生じる他人の損害 (以下「使用不能損害」といいます) について、その財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき使用不能損害は、使用不能損害が発生した日からその日を含めて30日以内が生じた使用不能損害に限りします。</p> <p>● お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故について基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額とします。ただし、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用不能損害の生じた財物について正当な権利を有する者が、使用不能の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ● 被保険者が生産物または仕事の結果に起因する事故について、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ② 生産物または仕事の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴わずに発生した財物の使用不能に対する損害賠償責任 ● 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能に対する損害。ただし、生産物または仕事の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴う場合を除きます。 <p style="text-align: right;">など</p>	

補償内容の詳細②

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
被害者 治療費等 補償条項	<p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶発な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ●被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 <p>(注)治療費等のうち、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の治療費等を負担することによって被る損害</p> <p>①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます)に限ります。ただし、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の④に規定する費用を含みません。</p> <p>②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。</p> <p>③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 被害者1名につき50万円を限度とします。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円(うち見舞品の購入費用については3万円)を限度とします。ただし、1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます)以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ●保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ●被害者の心神喪失 ●被害者の妊娠、出産、早産または流産 <p>など</p>
初期対応費用 補償条項	<p>普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります) ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
訴訟対応費用 補償条項	<p>普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
国外一時業務 危険補償条項	<p>日本国外において発生した国外一時業務*に起因する基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(1)施設・業務遂行危険補償の②の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*国外一時業務とは、日本国内から日本国外に出張して行う業務をいい、工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影、取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務を除きます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が適用されます。</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
来場者携帯品等 補償条項	<p>保険期間中に発生した、施設に入場した者の財物(被保険者が寄託を受けたか否かを問いません。以下「携帯品等」といいます)の施設内での損壊について、携帯品等につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故について基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額から免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき10万円を限度とします。なお、携帯品等が損壊した地および時におけるその携帯品等の価額を超えないものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が自動車もしくは原動機付自転車であった場合またはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●施設外で生じた携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ●寄託を受けた携帯品等が来場者に引き渡された後に発見された携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●寄託を受けた携帯品等に対する修理または加工の技術の拙劣または失敗による携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、携帯品等の損壊が、修理または加工の技術の拙劣または失敗に起因する火災または爆発によって生じた場合を除きます。 <p>など</p>
借用財物損壊 補償条項	<p>借用財物*の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*借用財物とは、作業場(仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)内、作業区間(仕事の遂行のために、仕事を行っている間には不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)内および施設内において使用または管理する次のいずれかに該当する財物をいいます。</p> <p>①被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます)</p> <p>②被保険者が所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物</p> <p>(注)借用財物盗取補償対象外特約がセットされている場合は、借用財物の盗取に起因する損害については補償されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物の損壊に起因する損害 ●借用財物について正当な権利を有する者に引き渡

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
借用財物損壊 補償条項	<p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中1,000万円を限度とします。</p>	<p>された後に発見された借用財物の損壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ●借用財物に対する修理または加工等の作業により生じた損壊 ●電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊 ●汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊 ●電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊 ●借用財物の使用不能 <p>など</p>
管理財物損壊 補償条項	<p>補償管理財物*の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*補償管理財物とは、次の①または②に規定する財物で、次の③から⑦までに該当しない財物をいいます。</p> <p>①被保険者が所有する財物(所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます)</p> <p>②被保険者が使用している財物</p> <p>③被保険者が他人から借用している財物(レンタル、リース等による財物を含みます)</p> <p>④被保険者が他人から受託している財物</p> <p>⑤運送、荷役、撤去または移設の目的物</p> <p>⑥被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物</p> <p>⑦建設業法第2条に規定する建設工事(28業種)およびこれらに類似の工事(以下「建設工事」といいます)において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物(以下「建設工事の目的物」といいます)</p> <p>⑧被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物(建設工事の場合は、建設工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます)</p> <p>⑨被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ●作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 <p>など</p>
施設修理等 危険補償条項	<p>施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害賠償責任 <p>など</p>
昇降機危険 補償条項	<p>施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)に起因する偶発な事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害 ●昇降機の設置、修理、改造、取外し等の工事について、これらの工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害 <p>など</p>
工作車・ 施設内専用車 危険補償条項	<p>①工作車 作業場内、作業区間内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する約款所定の工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>②施設内専用車 施設内において、被保険者が所有、使用または管理する施設内専用車*に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*施設内においてのみ運行の用に供することを目的とした、被保険者が所有、使用または管理する車両のうち、次のいずれにも該当しない車両をいいます。</p> <p>ア.①に規定する工作車</p> <p>イ.ナンバープレート取得車両(登録番号標、車両番号標または標識番号標の交付がなされた車両をいいます)</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p> <p>(注1)工作車もしくは施設内専用車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その工作車もしくは施設内専用車に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます)の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険(自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます)の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額(自己負担額)のいずれか大きい金額を免責金額(自己負担額)として基本契約の【お支払いする保険金の額】の規定を適用します。</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
国外一時持出品 補償条項	<p>日本国外において発生した国外一時持出品に起因する基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。国外一時持出品とは、次のすべてに該当する生産物をいいます。</p> <p>①被保険者が日本国内において製造、販売または供給した財物</p> <p>②日本国外に所在している財物</p> <p>③被保険者以外の者が、日本国外におけるその財物の使用目的に従った一時的な使用を目的として、日本国内から持ち出した財物</p> <p>ただし、国外一時持出品には、被保険者または被保険者以外の者により、日本国外での販売もしくは供給を目的として日本国内から持ち出された生産物(原材料、部品などに使用されている場合を含みます)を含みません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>など</p>

補償内容の詳細③

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
生産物・仕事の目的物損壊補償条項	<p>生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物もしくは仕事の目的物の損壊またはその使用不能(生産物もしくは仕事の目的物の欠陥によるその生産物もしくは仕事の目的物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、他人の財物には、事故の原因となった生産物および仕事の目的物を含みません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について基本契約の支払限度額の3%を限度とします。免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	<p>基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ</p>
リコール費用補償条項	<p>保険期間中に発生した生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が回収措置に要する費用を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)記名被保険者が最初に回収措置に要する費用を支出した時以後3年以内に記名被保険者が被る損害に限り、記名被保険者が被る損害を含みます。</p> <p>(注2)記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に、記名被保険者が被る損害を含みます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつその実施を目的とする次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ●電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます) ●回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)が否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ●回収生産物等の修理費用* ●代替品(回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)の製造原価または仕入原価* ●回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします)* ●回収生産物等または代替品の輸送費用* ●回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用* ●回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ●回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ●回収生産物等の廃棄費用* ●回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの* <p>ただし、次のものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記*を付した費用 ●日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について300万円を限度とします。免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	<p>●回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>●回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用</p> <p>●回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用</p> <p>●回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記*を付した費用</p>
不良完成品損害補償条項	<p>完成品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)不良完成品・製造品損害補償対象外特約がセットされている場合は補償されません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●次のいずれにも該当する場合の損害</p> <p>①完成品を損壊することなく、生産物を完成品から取り外すことが可能であること</p> <p>②生産物を完成品から取り外すことにより、生産物以外の部分の完成品が損壊していない状態となること</p> <p>●被保険者が製造または販売した医薬品等が成分、原材料、添加物等として使用された完成品の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>など</p>
不良製造品損害補償条項	<p>製造・加工品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)不良完成品・製造品損害補償対象外特約がセットされている場合は補償されません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>
保険金をお支払いできない場合		
<p>【次のいずれかに該当する事由に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものまたはフリークライミングを含むロッククライミング) ●スカイダイビング ●気球 ●ラフティング ●パンジージャンプ ●スキューバダイビング 		

2 拡張補償特約(賠償総合用)の補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約です。特約の主な概要は次のとおりです。

(注)以下では、補償条項ごとに定める「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。
このほか、基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。

補償条項	特約の主な内容				
交差責任補償条項	<p>この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間におけるその他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。ただし、次に規定する者相互間は他人とはみなしません。</p> <p>①同一の法人・社団等におけるその構成員相互間 ②追加被保険者補償条項に規定する者相互間 ③追加被保険者補償条項に規定する者とその他被保険者相互間</p>				
追加被保険者補償条項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金をお支払いする主な場合</th> <th>保険金をお支払いできない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①に規定する損害に限り、被保険者に次のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①記名被保険者のすべての下請製造業者(生産物を記名被保険者が製造する際に使用される成分、原材料、添加物、資材、部品、容器、包装等を製造した者をいいます。以下同様とします)。ただし、下請製造業者が生産物</p> </td> <td> <p>【販売業者が行った次のいずれかの行為に起因する販売業者が被る損害】</p> <p>①生産物に物理的変化または化学的変化を加えること</p> <p>②再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記</p> </td> </tr> </tbody> </table>	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	<p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①に規定する損害に限り、被保険者に次のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①記名被保険者のすべての下請製造業者(生産物を記名被保険者が製造する際に使用される成分、原材料、添加物、資材、部品、容器、包装等を製造した者をいいます。以下同様とします)。ただし、下請製造業者が生産物</p>	<p>【販売業者が行った次のいずれかの行為に起因する販売業者が被る損害】</p> <p>①生産物に物理的変化または化学的変化を加えること</p> <p>②再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記</p>
保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
<p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①に規定する損害に限り、被保険者に次のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①記名被保険者のすべての下請製造業者(生産物を記名被保険者が製造する際に使用される成分、原材料、添加物、資材、部品、容器、包装等を製造した者をいいます。以下同様とします)。ただし、下請製造業者が生産物</p>	<p>【販売業者が行った次のいずれかの行為に起因する販売業者が被る損害】</p> <p>①生産物に物理的変化または化学的変化を加えること</p> <p>②再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記</p>				

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
追加被保険者補償条項	<p>に使用される成分、原材料、添加物、資材、部品、容器、包装等に起因して損害を被る場合に限り、</p> <p>②記名被保険者のすべての販売業者(記名被保険者の生産物の販売業務を遂行する者をいいます)。ただし、記名被保険者の生産物の販売業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおりに再梱包した場合を除きます。</p> <p>③設置、点検または修理業務</p> <p>④記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え</p> <p>⑤記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること</p>
借用イベント施設損壊補償条項	<p>保険期間中に発生した記名被保険者が基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(1)施設・業務遂行危険補償の②の業務の遂行のために行うイベント等(研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます)のために一時的に日本国内において他人から借用する建物(以下借用イベント施設)に起因する損害について、その借用イベント施設につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p> <p>1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。免責金額(自己負担額)は10万円が適用されます。ただし、火災、破裂、爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます)または給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水漏れに該当する事由により損壊した場合は、免責金額(自己負担額)を適用しません。</p>	<p>①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害</p> <p>②借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い等に起因する損害</p> <p>③借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損に起因する損害</p> <p>④借用イベント施設の自然の消耗に起因する損害</p> <p>⑤借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由に起因する損害</p> <p>⑥被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害</p> <p>など</p>
データ損壊補償条項	<p>普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の保険金を支払う場合に定める財物の損壊には、有体物の損壊を伴わずに発生した磁気的または光学的に記録されたデータまたはプログラムの消失または損壊を含むものとして取り扱い、その場合の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p> <p>1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。また、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①については、消失または損壊したデータまたはプログラムを修復、再作成または再取得するために被保険者以外の者に対して支出した費用の額を超えないものとします。</p>	<p>①被保険者が利用し、または被保険者以外の者の利用のために管理している情報システム(コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワークをいいます)に対する損害またはこれら情報システムに起因する損害</p> <p>②被保険者が提供(開発、編集、加工等を含みます)するデータまたはプログラム(基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①の生産物の一部であるものを含みます)に対する損害またはこれらデータまたはプログラムに起因する損害</p> <p>③データまたはプログラムの使用不能に起因する損害(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)</p> <p>など</p>
受託物損壊補償条項	<p>被保険者が仕事の遂行に伴い管理する受託物*の損壊について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*受託物とは、被保険者が他人から受託している財物または運送、荷役、撤去または移設の目的物をいい、次のいずれかに該当する物を除きます。</p> <p>①土地およびその定着物(建物、立木等を含みます) ②動物、植物等の生物 ③船舶、航空機およびこれらの付属品 ④駐車場業者、自動車修理業者、ガソリンスタンド等自動車または原動機付自転車(以下「自動車等」といいます)の管理、保管、修理等を業とする者が、その業務の遂行に伴い管理、保管、修理等を行う自動車等 ⑤クリーニング業者がその業務の遂行に伴い受託する洗たく物 ⑥道路運送業者、倉庫業者、運輸に附帯するサービス業者等、貨物、物品等の運送または荷役を業とする者が、その業務の遂行に伴い受託する財物 ⑦被保険者が製造、販売または提供する商品、製品等のうち、引渡しがないもの ⑧公序良俗に違反するもの ⑨事業所包括賠償責任補償特約来場者携帯品等補償条項に規定する携帯品等のうち、次のいずれにも該当しない財物 ア、自動車等 イ、アの積載物 ⑩事業所包括賠償責任補償特約借用財物損壊補償条項に規定する借用財物 ⑪支給財物損壊補償条項に規定する支給財物 ⑫保険証券に除外受託物として明記した物</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p> <p>1事故および保険期間中について100万円を限度とします。免責金額(自己負担額)3,000円(受託物が自動車または原動機付自転車の場合は5万円)が適用されます。</p>	<p>①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます)もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>③自然発火または自然爆発した受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>④受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥受託物の目録りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦受託物に対する修理(点検を含みます)または加工に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑧冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。以下同様とします)の電氣的・機械的の事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑨冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑩冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊(腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます)に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑪受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)</p> <p>など</p>
謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償条項	<p>①謝罪広告等費用 事業所・団体包括特約約款(以下「特別約款」といいます)および特別約款にセットされる特約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故(他人の身体の障害または財物の損壊に限り、記名被保険者が顧客または従業員)に発生した場合において、記名被保険者が謝罪広告等費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>②事故再発防止費用 特別約款および特別約款にセットされる特約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故(他人の身体の障害または財物の損壊に限り、記名被保険者が顧客または従業員)に発生した場合において、記名被保険者が顧客または従業員(以下「顧客等」といいます)に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が事故再発防止費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の謝罪広告等費用または事故再発防止費用を負担することによって被る損害</p> <p>①謝罪広告等費用 謝罪広告等費用は、記名被保険者が顧客等に対する事故の謝罪広告のために要した次のいずれかに該当</p>	<p>基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ</p>

補償内容の詳細⑤

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>食中毒・特定感染症利益補償特約</p>	<p>次のいずれかに該当する事故により、被保険者の営業(食品の製造、販売または提供にかかる保険証券記載の仕事)をいいます。以下同様とします)が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします)に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①被保険者の営業のための施設(以下「施設」といいます)における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p>②施設における感染症*の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p>③施設が食中毒または感染症*の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p>*下表に掲げる感染症をいいます。</p> <p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス)であってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限ります)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス</p>	<p>【次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損失】</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失</p> <p>②被保険者の故意または重大な過失による法令違反</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾</p> <p>④地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波</p> <p>⑤脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>●お支払いの対象となる損失の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損失の範囲】喪失利益および収益減少防止費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> $\text{保険金} = \text{収益減少額} * 1 \times \text{直近の会計年度の利益率} * 2 - \text{経常費のうち支出を免れた費用} + \text{収益減少防止費用} * 3$ <p>*1標準営業収益(事故直前12か月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益をいいます)から、支払期間(補償期間)*4中の営業収益を差し引いた額をいいます。</p> <p>*2利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$</p> <p>*3支払期間(補償期間)*4内において、標準営業収益の減少の発生および拡大防止するために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。</p> <p>*4損失に対して保険金を支払う期間であって、特に定める場合を除き、上記①もしくは②の届出または③の処置の行われた時に始まり、事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合も3か月を超えないものとします。</p>	
	<p>(1)賠償責任補償条項 借用不動産(建物のうち、被保険者が事務所*1、店舗*2、工場*3または倉庫*4として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいい、その建物と同時に借用した什器備品を除きます。ただし、居住の用に供するための建物および戸室ならびに保険証券記載の仕事の遂行のために行う研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事のために一時的に他人から借用する建物を除きます。以下同様とします)が、被保険者の責めに帰すべき不測かつ突発的な事故(以下「事故」といいます)により損壊した場合において、被保険者が借用不動産についてその貸主(転賃人を含みます。以下同様とします)に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*1被保険者の役員または使用人による事務(計算や書類の整理等、主として机上で行う業務)をいいます。</p> <p>*2被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。</p> <p>*3機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。</p> <p>*4物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。</p> <p>(2)修理費用補償条項 偶然な事故により、借用不動産に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実これを修理したときは、その修理費用(借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいい、損害を受けた借用不動産の残存物取片づけ費用を含みます。以下同様とします)を負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、事故による損害に対し、被保険者が借用不動産の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>(1)賠償責任補償条項 【お支払いの対象となる損害の範囲】基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】1回の事故についてこの特約に適用される支払限度額(1,000万円、3,000万円、5,000万円または1億円)が限度となります。また、保険期間中について基本契約の支払限度額が限度となります。</p> <p>免責金額(自己負担額)10万円が適用されます。ただし、借用不動産が火災、破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます)、給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)に生じた事故に伴う漏水または放水もしくは出水による水漏れにより損壊した場合は、免責金額は適用しません。</p> <p>(2)修理費用補償条項 【お支払いの対象となる損害の範囲】借用不動産を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用を負担することによって被る損害</p> <p>●壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部</p>	<p>(1)賠償責任補償条項および修理費用補償条項(共通) 【借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害】</p> <p>①差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。②借用不動産の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊 ③借用不動産の欠陥によって生じた損壊 ④借用不動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同じ居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。⑤不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊 ⑥詐欺または横領によって借用不動産に生じた損壊 ⑦土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損壊 ⑧借用不動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、借用不動産ごとに、その借用不動産の機能の喪失または低下を伴わない損壊 ⑨借用不動産の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。⑪風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます)またはこれらのものの漏入(屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます)により生じた損壊</p> <p>(2)賠償責任補償条項(固有) 【借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に被保険者が被る損害】</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥上記②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故</p> <p>⑦被保険者の心神喪失または指図</p> <p>⑧借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。</p> <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任】</p> <p>①被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>②被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に見えられた借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任</p>
		<p>(1)賠償責任補償条項および修理費用補償条項(共通) 【借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害】</p> <p>①差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。②借用不動産の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊 ③借用不動産の欠陥によって生じた損壊 ④借用不動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同じ居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。⑤不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊 ⑥詐欺または横領によって借用不動産に生じた損壊 ⑦土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損壊 ⑧借用不動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、借用不動産ごとに、その借用不動産の機能の喪失または低下を伴わない損壊 ⑨借用不動産の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。⑪風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます)またはこれらのものの漏入(屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます)により生じた損壊</p> <p>(2)賠償責任補償条項(固有) 【借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に被保険者が被る損害】</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑥上記②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故</p> <p>⑦被保険者の心神喪失または指図</p> <p>⑧借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。</p> <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任】</p> <p>①被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>②被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に見えられた借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>借用不動産損壊補償特約</p>	<p>●玄関、ロビー、廊下、エレベーター、エスカレーター、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産入居者の共同の利用に供せられるもの</p> <p>【お支払いする保険金の額】1回の事故について3,000円を超過する場合に限り、その超過額について、300万円を限度とします。</p>	<p>(3)修理費用補償条項(固有) 【次のいずれかに該当する事由によって生じた損害】</p> <p>①保険契約者、被保険者、借用不動産の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②上記①以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦上記③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p> <p>【借用不動産に生じた次の損害】</p> <p>●借用不動産に対する建築(増築、改築または一部取壊しを含みます)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 など</p>
	<p>(1)生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害*に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>*生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた【お支払いの対象となる損害の範囲】お支払いする保険金の額に据える費用(コンサルティング費用を除きます)を法律上の損害賠償金として負担する場合は、被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。</p> <p>(注1)保険期間中に当社に対して、約款所定の回収決定の通知がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)上記(注1)に規定する通知が行われた日以後1年以内に記名被保険者が負担した損害に限り、</p> <p>(2)回収等の実施は、次の①および②のいずれにも該当するものに限ります。</p> <p>①事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものであること</p> <p>②回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになったこと</p> <p>ア、被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等(文書による届出または報告等に限ります)</p> <p>イ、被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物の欠陥の存在、欠陥に起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に当社が認めたものに限ります)</p> <p>ウ、回収等の実施についての行政庁の命令</p> <p>(3)(1)の損害には、被保険者が、製造、販売等を行った生産物に生じた次の事由に起因して日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を含みます。また、これらの事由が生じた生産物は、事故を発生させるおそれがあるものとみなします。</p> <p>①消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り</p> <p>②食品衛生法、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により禁止されている製品またはその成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等の製造、販売等</p> <p>③次の表示事項について、食品表示法に基づく食品表示基準に従った表示がされていないこと</p> <p>ア、名称 イ、保存の方法 ウ、添加物 エ、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 オ、製造所又は加工所の所在地 カ、アレルギー キ、L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ク、遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>ク、乳児用規格適用食品である旨 コ、上記アからケまでのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項</p> <p>④食品または医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます)</p>	<p>(1)次の財物の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、生産物がその成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合を除きます。</p> <p>●自動車、原動機付自転車、自転車 ●電池、ACアダプターまたは充電器 ●チャイルドシート ●血液製剤</p> <p>●たばこまたは電子たばこ ●武器 ●航空機</p> <p>(2)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害</p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ</p> <p>②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、変乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾</p> <p>④地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波</p> <p>⑤生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象</p> <p>⑥消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等</p> <p>⑦原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性</p> <p>⑧生産物の修理(生産物の回収等による修理を含みます)または代替品の欠陥または異物混入のおそれ</p> <p>⑨牛海綿状脳症(BSE)もしくは口蹄疫またはそのおそれ</p> <p>⑩次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為</p> <p>ア、被保険者</p> <p>イ、アに規定する者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関</p> <p>⑪生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます)または虚偽の表示</p> <p>⑫被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑬テロ行為(政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する組織もしくはこれと連携する者が、その主義・主張を実現する目的によってなす暴力行為または破壊行為をいいます)</p> <p>(3)保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を徴収する時までの間において、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)または回収決定がなされたとき、その回収等によって生じた損害</p> <p>(4)保険契約者または被保険者が初年度契約の保険期間の開始時よりも前に回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)のその回収によって生じた損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>リコール費用拡張補償特約</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、その実施を目的とする次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害</p> <p>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用* ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封込代、ならびに被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用を含みます)* ③回収生産物が否かまたは欠陥の有無について確認するための費用* ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価</p> <p>⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価(被保険者または回収等実施者の利益を差し引いた後の金額とします) ⑦回収生産物または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分* ⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等* ⑪回収生産物の廃棄費用 ⑫信頼回復広告費用* ⑬在庫品廃棄費用 ⑭コンサルティング費用</p> <p>ただし、次のものを含みません。</p> <p>●事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用 ●正当な理由がなく、通常の回収等の費用以上に要した費用 ●生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用</p> <p>(注)生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、*の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。</p> <p>【お支払いする保険金の額】1回の回収等および保険期間中について3,000万円を限度とします。免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	
	<p>拡張補償増額特約</p> <p>この特約をセットすることにより、事業所包括賠償責任補償特約で補償される人格権侵害・広告宣伝侵害補償条項、使用不能損害拡張補償条項、初期対応費用補償条項、訴訟対応費用補償条項および来場者携帯品等補償条項の支払限度額を増額できます。</p>	
	<p>借用財物盗取補償対象外特約</p> <p>この特約をセットされた保険契約については、事業所包括賠償責任補償特約の借用財物損壊補償条項で補償される、借用財物の盗取に起因する損害に対して、保険金をお支払いできません。</p>	
	<p>不良完成品・製造品損害補償対象外特約</p> <p>この特約をセットされた保険契約については、事業所包括賠償責任補償特約の不良完成品損害補償条項または不良製造品損害補償条項で補償される損害に対して、保険金をお支払いできません。</p>	

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。



タフビズ賠償総合保険なら30点!

当社が協賛しているベルマーク運動は、東日本大震災で被災した学校に、教材や教育設備品の援助を行っています。

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

タフビズ賠償総合保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

**あんしん24
受付センター**

事故の
場合は

事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または右記までご連絡ください。

0120-985-024 (無料) ※IP電話からは0276-90-8852 (有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

365日・24時間受付

ご注意いただきたいこと

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選べる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます※。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

- このパンフレットは「タフビズ賠償総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 「タフビズ賠償総合保険」は「事業所・団体包括特別約款、事業所包括賠償責任補償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(160101) (2015年12月承認) GA15C011295 (33-375)